# 懲役 16 年~無期懲役

最高裁のまとめで、今年になり全国 35 カ所で行われ た模擬裁判員裁判で、判決が懲役 16 年から無期懲役ま で開きがあることが分かった。これは、起訴事実は同一 シナリオで証拠もほぼ同じとされる。

# ◆ 模擬裁判での量刑 ◆

無期懲役 秋田地裁など 計8地裁 懲役30年 甲府地裁など 計8地裁

懲役 28 年 横浜地裁

計6地裁 懲役 25 年 岐阜地裁など 鳥取地裁など 計2地裁 懲役 23 年 懲役20年 広島地裁など 計9地裁

懲役16年 京都地裁

<産経新聞 10 月 12 日(金)>

この裁判員制度は一般市民が有罪・無罪だけでなく量 刑まで決めるのが特徴とされるが、職業としている裁判 官と異なり市民感覚では、受け止め方に大きな差がでる とこが浮き彫りになったわけである。

事件の設定は、「男性被告が、タクシー運転手の男性 をナイフで刺して死亡させ、約8700円を奪ったとして 起訴され、被告は事実関係を認めている」というシナリ 才である。

起訴罪名は、地裁ごとに強盗殺人罪と強盗致死罪に分 かれているが、両罪とも法定刑は「死刑または無期懲役」 で、酌量によって「懲役7年以上30年以下」にまで減 刑できる点も同じとなっている。

この量刑のバラツキについては、最高裁は「被告役、 証人役の演技力の差」などを指摘「ある意味では当然」 との見解を示している。

しかし、東京地裁では「演技は判断に影響したか」の 質問に裁判員は「あまりなし」と答えたようである。

いままで量刑は「だいたいこの辺であろう」という相 場が形成されていたとされ、「今までの相場はプロの裁 判官が作ったもので、裁判員裁判がこれに影響された量 刑で良いのかという問題がある。裁判を重ねることで新 しい相場の形成がおこるのではないか」とベテラン裁判 官は述べているということである。

#### さて、あなたならどうする・・・?

- ◆ 一生のうち、裁判員に選ばれる確率は67人に1人 といわれている。
- ◆ 前号で示したとおり、この裁判員制度は量刑も判断 しなければならないわけである。

## <裁判員法第6条>

第2条第1項の合議体(筆者注・要するに裁判官と裁判 員の集まり)で事件を取り扱う場合において、刑事訴訟 法第三百三十三条の規定による刑の言渡しの判決、同法 第三百三十四条の規定による刑の免除の判決若しくは 同法第三百三十六条の規定による無罪の判決又は少年 法(昭和二十三年法律第百六十八号)第五十五条の規定 による家庭裁判所への移送の決定に係る裁判所の判断 (次項第一号及び第二号に掲げるものを除く。) のうち 次に掲げるもの(以下「裁判員の関与する判断」という。) は、第二条第一項である裁判官(以下「構成裁判官」と

いう。)及び裁判員の合議による。

- 一 事実の認定
- 法令の適用
- 三 刑の量定
- ◆ 裁判員が関わる裁判は地方裁 判所の裁判に限定されている。



もちろん民事裁判については、対象外であるが、つぎの ような場合も対象外となる。

## <裁判員法第3条>

地方裁判所は、前条第一項各号に掲げる事件について、 被告人の言動、被告人がその構成員である団体の主張若 しくは当該団体の他の構成員の言動又は現に裁判員候 補者若しくは裁判員に対する加害若しくはその告知が 行われたことその他の事情により、裁判員候補者、裁判 員若しくは裁判員であった者若しくはその親族若しく はこれに準ずる者の生命、身体若しくは財産に危害が加 えられるおそれ又はこれらの者の生活の平穏が著しく 侵害されるおそれがあり、そのため裁判員候補者又は裁 判員が畏怖し、裁判員候補者の出頭を確保することが困 難な状況にあり又は裁判員の職務の遂行ができずこれ に代わる裁判員の選任も困難であると認めるときは、検 察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、 これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければな らない。

◆ こんな面倒な理解し難いものはやりたくないのが人 情。でも拒否が出来ないのが法律である。

## <裁判員法第29条1項>

呼出しを受けた裁判員候補者は、裁判員等選任手続の期 日に出頭しなければならない。

◆ 仕事がある時に休んだら・・・解雇される心配は。

# <裁判員法第71条>

労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得したこ とその他裁判員、補充裁判員若しくは裁判員候補者であ ること又はこれらの者であったことを理由として、解雇 その他不利益な取扱いをしてはならない。

## <裁判員法 51 条>

裁判官、検察官及び弁護人は、裁判員の負担が過重なも のとならないようにしつつ、裁判員がその職責を十分に 果たすことができるよう、審理を迅速で分かりやすいも のとすることに努めなければならない。

◆ 当然、守秘義務や罰則はあります。

この制度を決める審議の中で一番問題となったもの は裁判員に対する罰則規定である。裁判により知り得た 個人情報などを漏らした場合、他の裁判員も迷惑し、公 正な裁判も出来ない。

当初案では 79 条で守秘義務を破った場合、1年以下 の懲役または50万円以下の罰金に処すると規定されて いた。しかし、所詮素人。うっかり言うことも想定出来、 修正が加えられ、懲役1年は6ヶ月に改められた。

と言っても、1年でも6ヶ月でも執行猶予がつく範囲 であり、「うっかり・・・」という場合は、酌量で刑務所 にいくことはないと考えられるため、このような案件の 場合は逮捕しないで立件してほしいものである。

12ページへ続く・・・